

第39回河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）の開催報告

平成25年10月29日(火)に「第39回河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」を開催しました。

野洲川改修記念公園の審査表<資料7>をもとに、各審査項目について審議しました。利用者の利便性を確保すべきかなどについて意見が活発に交わされ、「必要性」まで審議、それ以降の審査項目は次回委員会で議論することになりました。次回の審議時間は3時間程度とすることになりました。



- 開催日時：平成25年10月29日（火）9時30分～12時00分
- 場 所：栗東市ウイングプラザ 4F研修室
- 参 加 者：委員6名、河川管理者3名、事務局3名、傍聴者3名

議事次第

- 1.開会
- 2.議事
 - 1) 第37回、第38回委員会活動の整理事項
 - 2) 野洲川改修記念公園の審査表の審議
 - 3) 野洲川改修記念公園の意見書(案)の審議
 - 4) その他
- 3.その他
- 4.一般傍聴者からの意見聴取
- 5.委員会の今後のスケジュールについて
- 6.閉会

配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 第37回河川保全利用委員会 議事骨子整理表 <資料1>
- ・ 第37回河川保全利用委員会 審議事項の整理表 <資料2>
- ・ 平成23年度 河川保全利用委員会審議対象公園の許可状況について <資料3>
- ・ 第38回河川保全利用委員会 議事骨子整理表 <資料4>
- ・ 第38回河川保全利用委員会 審議事項の整理表 <資料5>
- ・ 前回委員会の質問事項等について <資料6>
- ・ 審査表 <資料7>
- ・ 意見書(素案) <資料8>
- ・ 野洲川河川公園(野州市)の用途変更について <参考資料1>
- ・ 委員会の今後のスケジュール <参考資料2>

第五期河川保全利用委員会委員

市木敦之 (副委員長)
竹林洋史
中井克樹
三田村緒佐武 (委員長)
村上修一
七里啓史
桐生のぞみ
松村順子

立命館大学 理工学部 教授
京都大学防災研究所 准教授
琵琶湖博物館 専門学芸員
滋賀大学 教育学部 教授
滋賀県立大学 環境科学部 教授
滋賀県 土木交通部 流域政策局 河川・河港室 室長補佐
一般公募
一般公募

第39回 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）審議の内容

審査細目	河川管理者による審査コメント	各委員からのおもなコメント	今回審査の判断 (仮確定)
基本理念	おおむね満足している	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね満足している。 ・基本理念に変更なければ、特に問題ない。 	おおむね満足している
基本方針	おおむね満足している	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね満足している。 ・基本理念に変更なければ、特に問題ない。 	おおむね満足している
継続申請時の改善	駐輪場、駐車場の確保され、改善が認められる。ただし、恒久的な駐車場管理に関する検討が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の歩行安全のための駐輪場、駐車場の確保され、改善が認められる。なお、将来にわたっても駐車場は舗装しないこと。 ・駐車場スペースが確保され、利用に供される状態にある。駐車場への案内誘導不足、鍵授受の不便さ、サッカー場等との位置関係・距離の点で、利用実態についての懸念がある。駐輪場についての確保状況は不明。 ・駐車場の整備を強く求めるわけではないが、整備するのであれば、河川管理用道路への門が閉じていても駐車場が利用できるように整備すべきである。具体的には、(1)ゲートボール場と駐車場の入れ換え、(2)ゲートボール場から駐車場へスロープを整備等が考えられる。 ・意見書での指摘事項に対応して駐車場、駐輪場が整備されている。 ・駐車場は整備されていたが、あまり停めたくない状況である。 ・駐車場駐輪場の確保はあるが、整地・看板や案内設置・使用道路ゲート開閉の管理などを含め、積極的な利用拡大とニーズの確認は保留にされ、その理由があると思われる。また、この公園を必要とする理由や住民の認知度などの調査やアンケートなどを実施した上で現状把握をし、今後の利用に際する方向性の目測が必要である。 	駐輪場、駐車場の確保され、改善が認められるが、基本理念に基いた維持管理の検討が必要である。
必要理由	側帯であり、おおむね妥当である。	<ul style="list-style-type: none"> ・側帯であり、おおむね妥当である。 ・この場所を必要とする理由は理解できる。ただし、河川保全利用の基本理念と基本方針にそうか否かは別問題である。 ・河川改修記念公園としての歴史的存在価値と意義があり、利用目的に歴史や環境教育の必要性が加味され、概ね妥当である。 	側帯であり、おおむね妥当である。
適正面積	利用の少ない施設など、縮小を検討する余地はある。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の少ない施設など、縮小を検討する余地はある。 ・利用の少ない施設（ゲートボール場）を駐車場スペースへの転用などしているが、さらに縮小合理化を図ることは考えられる。 ・駐車場の整備を考えると、妥当である。 ・縮小を検討する余地がないとは言えない。 ・利用者1人あたりの占有面積が広すぎる。適正使用かどうかの判断は難しい。縮小ではなく、利用目的の変換を図り、施設充実と住民への広報周知の徹底による、利用促進を申請者に伝える。 	利用の少ない施設など、縮小を検討する余地はある。

次回の委員会(第40回河川保全利用委員会)開催予定

- 開催日時：平成25年12月18日（水）9時30分～
場 所：コミュニティセンターやす 2階 研修室1.2
- おもな審議内容
※審議内容は進行の都合上、変更する場合があります。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)
委員会ニュース
第39号 2013年12月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)
【連絡先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課
〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1

TEL:077-546-0904 FAX:077-546-6840
ホームページ●<http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/>
E-mail●info@biwakokasen.go.jp

「河川保全利用委員会」とは、公園など河川敷を占用する施設の新設・更新の許可にあたって、河川環境の保全・再生を重視する観点から、個々の案件毎に学識経験者等の意見を聴いて判断するために設置されたものです。